

郵郵メー3037-C (H18.12.14) 郵便約款改正に対する考察

標記約款改正により、本年7月1日より、広告郵便物・区分郵便物の料金支払いに際し、料金別納での差し出し・支払いの際の手段から「郵便切手」での納付が除かれます。郵便法等を精査したところ、この約款改正は、郵便法32条に反する恐れが有り正当性を欠くと思いますのでご検討方お願ひいたく存じます。

郵便法32条 郵便に関する料金は、この法律若しくはこの法律に基づく総務省令又は郵便約款に別段の定めのある場合を除いて、「郵便切手」でこれを前納しなければならない。

ここでのポイントは、郵便サービス=役務の提供を受けるに当たっての唯一或いは優先の支払い手段として、「郵便切手」を指定しており、特段の定めでそれ以外の手段=現金等も排除しないとの規定だと読んでおります。あまた有る支払い手段の1つとしての並存する「郵便切手」とは読みません。今回の約款改正は別納での「郵便切手排除」なので、この点に絞って論じます。

この規定は 約款46条・52条 にリンクします。

料金別納郵便物は、差出しの際、料金を添えるものとし、・・・とあります。ここで料金は唯一「郵便料金」を指すもので間違いないでしょう。

補足の条項で、3 料金別納郵便物（郵便局に差し出すものに限る。）の料金は、カードを使用して納付することができる。4 料金別納郵便物の料金は、これを現金で納付することができる。の2項目の規定は、原則=優先が「郵便切手」の納付であり、例外=劣後=同等=代替の手段として、「ふみカード」「現金」も排除しないという意味だと読めるのです。約款の「料金」が「郵便料金」であるのは確かですから、法32の条文の精神で、「郵便切手」が唯一・絶対の支払い手段であり、その他の手段は、代替は出来ても、郵便切手の排除は想定してないのではと考えます。

今回の通達の「背景」に、料金割引を適用する郵便物について、高額の別納料金が郵便切手で支払われた場合、現場でのオペレーション上の過大な負担が発生している現状を是正する必要がある・・と有ります。今回の意見を申し出るに当たって、「郵便切手」の法的な位置づけ=郵便サービスを受けるに当たっての唯一の支払い手段であり、その前払証紙であり、唯一の組織が発行権を持ち、額面を持って発行・販売する、みたいな規定を探そうとしたのですが、現時点では決定的なものは、見つかってません。ただ、イギリスのローランド・ヒル、日本の前島密以来の根本的なルールは変化はないはずです。明治4年の創業、明治16年の郵便条例、昭和23年の新郵便法・・と時と共に実務的には変革を遂げては来ておりますが、「郵便切手」の位置づけは前に述べた通りで共通です。

料金別納=個別の郵便物への切手不貼付は大正8年から始まってます。その意味はユーザーでの切手貼付の手間の軽減、及び当局の料金確認、消印の手間の省略で双方にメリッ

トが有るからです。この場合でも、現金で納付された金額の郵便切手は纏めて台紙に貼つて消印されております。この流れは長期に渡って続いていたのですが、何年か前に、現金別納での切手の抹消は廃止されたと聞いております。ただ、それは切手の効力の制限でなく、内部での手間の削減に留まっており、ユーザーには何の影響も有りません。

少し視点を変えて論じますが、割引料金の特例は S 4 1 年 7 月からの第 5 種郵便物の廃止に伴い制度化されたと聞いております。料金を割り引く代わりに、手数の軽減＝形状や個数、郵便番号の区分等で条件を提示し、それを満たせば割引という合理性の有る制度でした。ただ、料金の支払いに際しては、個別の郵便物には不貼付ということ以外には制限は付いてません。当然ながら、郵便切手の効力に何の制限もされてません。

別納から郵便切手を除くという決定は、確かに現金 v s 郵便切手という図式で見れば、省力化にプラスかも知れません。ただ、現状でも窓口に大口ユーザーが差し出す場合は、B4 の藁半紙に同一額面・同一サイズのものを一見で計算出来るように貼付しております。雑に貼れば、受付拒否はされずとも、確認後の引受になる為遅延を来たすので、差出人は細心の注意で納付しております。手間の軽減という文脈は、個別の切手貼付に対して、別納は優位すると言う意味で読むべきで、郵便切手の別納と現金納付で比較するというのは根拠としては無理だと考えます。

今回の通達にも、その動機として金券屋での割り引き販売という現象を意識していると読み取れる部分が有るのですが、新幹線の乗車券の纏め買いでの料金軽減と異なり、郵便切手の場合は、当局への収入はすでに額面 100 % の員数で入っているのです。当局とすればそれを 100 % の料率で履行する義務が有るはずです。また、民営化に伴い引き継ぎ債務の履行を少しでも減らそうという発想もあるやもしれませんが、それは時間が少し遅くなり、郵便切手の所有者の損害が大きくなるだけで、当局の履行義務には何の影響もないはずです。昨年 12 月に通達が出て、本年 1 月に周知され、7 月からの実行が近づくにつれ、郵便切手の「割引マーケット」での相場は、顕著に下がってきてています。このことは郵政当局にとって、喜ばしいことではないのです。すでに第 1 種便での料金面の優位性はメール便に対して明らかに劣っており、弊社の場合も辛うじて「転居簿」のあるなしで転送サービスが受けられるという利便性を評価して郵便サービスを使っております。今回の約款改正で法 32 条の「郵便切手」の文言が、支払い手段として、優位性を持たないという解釈がされるなら、今後のサービスにおいても、従来受けていたサービス＝広告・区分郵便以外の別納納付や、書損 5 円の手数料なども含め、「個別の郵便物に貼付」する場合のみは、料金の納付手段として、「郵便切手」を認めて置かではない、まで落ちてしまうことを危惧します。

現状の切手収集界の実情は、原則昭和 31 年以降発行の物は、プレミアが付いていない為、額割れで買って、金券屋＝ブローカー経由で、発送代行業者を通じて納付されるのがメカニズムです。この流れでは、額面 100 % で買った収集家が金銭面（精神面では収集

欲が満たされるとして）で損をして、ニッチの商売の業者が数段階で各数%鞘を得る、郵政当局は中立という計算式になるのです。でも、今後、郵便切手の使用に制限が掛かるなら、必然的に、処分するに当たってのレートも大幅に下がります。

日頃から、趣味の郵便切手＝記念切手の流通に従事しているものとしては、商売的にはレートが下がっても、それ以下で買えば同じ利益は得られます。しかし、最初に買った人の損害の額が増えるなら、記念切手の売上にも大いに悪影響が出るでしょう。昨今の常識では、今の切手を買って、値上がり期待というケースは稀になりましたし、その旨アドバイスもしています。でも、郵便切手として使うなら、100%の効力が有ることを前提に、綺麗な図案の切手を集めている人に対しても、今なら1割引きで金に替るけど、将来は使用制限がされ、3～4割も損をしますよという忠告もせねばならないかも知れません。

郵便法32条に規定された文言の法的な拘束力の判断と共に、それを行うことによる、新郵便会社のデメリットにも是非お気づき願いたいのです。

ジャパン・スタンプ商会 代表 鯛道治